

船員保険・厚生年金保険 新規適用船舶所有者届

【手続概要】

この届出は、船舶所有者となった者が、初めて船員法第1条に規定する船員を雇い入れ、船員保険、厚生年金保険の適用を受ける場合、当該事実があった日から10日以内に船舶所有者が行わなければなりません。

適用を受ける船舶の範囲は以下のとおりとなります。

- ・ 日本国民、日本法人、日本官公署の所有する船舶
- ・ 日本国民、日本法人、日本官公署が借入または国内の港から外国の港まで回航を請け負った船舶
- ・ 日本政府が乗組員の配乗を行っている船舶
- ・ 国内各港のみを航海する船舶

次の船舶に乗り組む者は、船員保険・厚生年金保険の適用対象となりません。

- ・ 総トン数5トン未満の船舶
- ・ 湖、川または港のみを航行する船舶
- ・ 政令の定める総トン数30トン未満の漁船
- ・ スポーツまたはレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他船員労働の特殊性が認められない船舶

なお、この届出を提出される際は、必ず「船員保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」と同時に提出してください。

【添付書類】

1. ～ 8. それぞれの場合に応じて添付書類が必要となります。

なお、添付書類のうち、法人（商業）登記簿謄本（※1）および住民票の写し（コピー不可）は、直近の状態を確認するため、提出日から遡って90日以内に発行されたものをご提出いただくこととなりますのでご注意ください。

1. 法人（商業）登記簿謄本

船舶所有者が法人の場合

- ・ 登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。詳細は、「法務局オンライン申請のご案内」
(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html) をご確認ください。

2. 法人番号指定通知書のコピー（※2）

船舶所有者が国、地方公共団体または法人である場合

3. 船舶所有者の世帯全員の住民票の写し（コピー不可）

船舶所有者が個人の場合

4. 海員名簿の写し（一から六まで）

船舶所有者が船内で使用する者を雇用する場合

5. 船舶謄本または船舶国籍証書、漁業許可書、傭船契約書
届書内の船舶概況欄について、確認を要する場合
 6. 仮住所選定申請書（任意様式）（※3）
法人登記簿や住民票に記載された住所地以外の住所地を仮住所と選定する場合
 7. 就業規則、その他給与規定
手当の名称、支給方法の確認を要する場合
- ※1 船舶所有者の住所（所在地）が住民票や登記上の所在地等と異なる場合は「仮住所選定申請書」「賃貸借契約書のコピー」など船舶所有者所在地の確認ができるものを別途添付してください。

（所在地確認書類の例）

- ・ 公共料金の領収書のコピー
 - ・ クレジットカードの請求書のコピー
 - ・ 不動産登記簿謄本のコピー
 - ・ 賃貸借契約書のコピー
 - ・ 事業所パンフレットのコピー
 - ・ 新聞広告のコピー
 - ・ その他客観的に住所が確認できる書類
- ※2 「法人番号指定通知書のコピー」が添付できない場合は「国税庁法人番号公表サイト」(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)で確認した法人情報（船舶所有者 名称、法人番号、所在地が掲載されているもの）の画面を印刷し、添付していただいても差し支えありません。
- ※3 申請書には申請者の住所、仮住所、船舶または被保険者の一部について選定するときは、当該仮住所地で取り扱う船舶の名称または被保険者の氏名、選定を必要とする事由を記入してください。
8. その他
保険料を口座振替により納付を希望される場合は、「船員保険厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書」を添付書類に併せて提出してください。

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

郵送、窓口持参、電子申請